明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（七三）　三
○証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（七四）　四
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（七五）　四
○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（七六）　五
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（七七）　八

〔府　令〕

○公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二〇）　一四
○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同二一）　一四
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（同二二）　一四
○地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令（総務二一）　一五
○出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令（法務七）　一五
○ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令（厚生労働二八）　一九
○労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（同二九）　二三
○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三〇）　二四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三一）　二四
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（同三二）　二四
○漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一九）　二五
○農業保険法施行規則の一部を改正する省令（同二〇）　二五
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業一）　二五
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁二二）　二六
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（同二三）　二六
○地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（厚生労働八六）　二六
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める五類感染症及び事項の一部を改正する件（同八七）　二七
○労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（同八八）　二七
○石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示（同八九）　二七
○建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件（厚生労働・国土交通・環境一）　二八
○漁業災害補償法第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件（農林水産四六三）　二九
○漁業災害補償法第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件（同四六四）　一〇九
○漁業災害補償法第百二十五条の十第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件（同四六五）　一一三
○漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件の一部を改正する件（同四六六）　一二五
○漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき漁獲共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（同四六七）　一二六
○漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（同四六八）　一二七
○漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき特定養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（同四六九）　一二九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。